

新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱事務取扱要領

制定 平成23年10月27日

23新都地第1645号

最終改正 令和3年3月31日

2新都防第1616号

(趣旨)

第1条 この要領は、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱（平成23年10月27日付け23新都地第1645号。以下「要綱」という。）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震改修工事に係る適合基準)

第2条 要綱第6条第2号に掲げる耐震改修工事は、次に掲げる事項に該当しない建築物を対象とする。

- (1) 過去又は現在において新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていること。ただし、是正した又は要綱第15条の規定による完了実績を報告するまでには是正する場合は、この限りでない。
- (2) 要綱第10条の規定による申請後、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請の対象となる建築行為を行ったこと。ただし、同項の規定により交付を受けた確認済証のとおり施工した場合は、この限りでない。
- (3) 当該建築物に附属する門、塀、建築設備等を除き、建築基準法第43条又は第44条の規定に違反していること。ただし、要綱第15条の規定による完了実績を報告するまでに適法の状態となった場合は、この限りでない。

(指定機関)

第3条 要綱第6条第1号、第2号イ及び第3号アの指定機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震改修計画の技術評定に関し、東京都と協定を締結している機関とする。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。